

補償コンサルタント

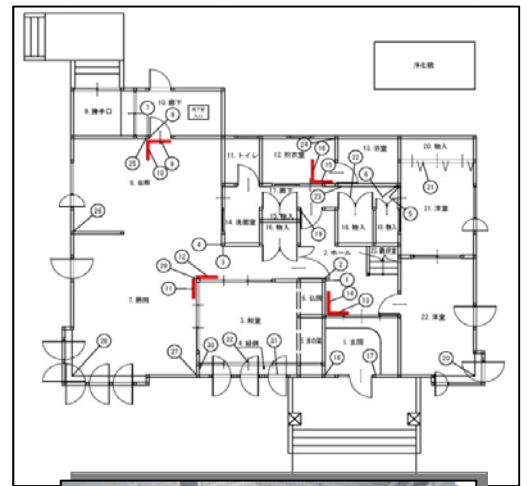
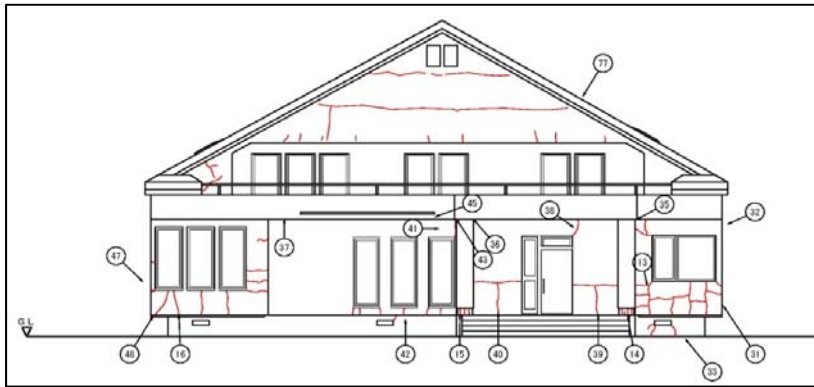
公共事業の施行にあたっては、土地の取得や建物等の移転などが必要となり、起業者である国や地方公共団体等は、正当な補償を行うために、適正な基準に基づく調査や補償額の算定を行います。

私たちは、こうした調査・算定を国や地方公共団体等に代わって行なうことにより、社会資本の円滑な整備をサポートしています。

現在、以下の6部門について国土交通大臣から登録を受け、調査・算定業務を行っています。

【主な対応業務】

事業損失部門	建物（事前・事後）調査、振動・騒音調査、井戸調査
物件部門	建物調査、工作物・立木調査、補償額の算定
機械工作物部門	機械工作物に関する調査、補償額の算定
営業補償・特殊補償部門	営業補償に関する調査、漁業権等の消滅又は制限に関する調査、補償額の算定
土地調査部門	土地に関する権利者調査、所在調査、境界確認調査



建物の現況計測



傾斜計測



土台高計測

アスベスト診断

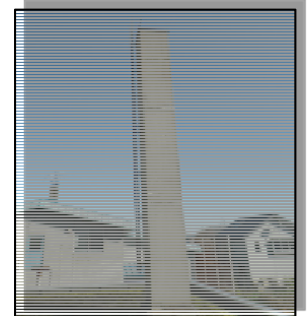
アスベストは耐熱性、絶縁性等の優れた特性を有し、建築材料を中心に多用されてきましたが、人体への有害性が明らかになり、適切な管理が求められています。当社では、建築物石綿含有建材調査者によるアスベストの使用状況を調査・診断し、適正な解体・改修工事の施工を提案しています。



吹付アスベスト



分析試料採取



煙突は要注意

環境調査・環境計量証明事業

環境保全、環境配慮が求められる中、当社は最新の技術・機器によって生活環境影響調査、地下水解析、各種分析を実施しています。

環境計量証明事業とは、環境に係る計量に関して証明を行う事業です。

【主な対応業務】

濃度部門 (水質・土壌分析)	河川水、地下水、事業場排水、土壌、底質の分析
騒音振動部門 (音圧レベル・振動加速度レベル)	環境騒音調査、工場騒音(振動)調査、 道路交通騒音(振動)調査、工事騒音(振動)調査



地下水自動観測



騒音の波形



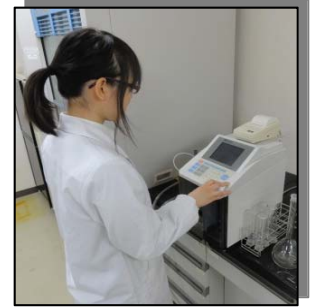
地下水コンタ図



調査風景



試料採取 (河川水)



分析作業

土壌汚染状況調査

平成22年4月の土壌汚染対策法の改正により、土壌汚染の調査対象が拡充され、土壌汚染問題の重要性は高まっています。当社は、道北地域における唯一の指定調査機関（環境省指定）として、地域の皆様のお役に立ちたいと考えています。下記のケースの場合、土壌汚染調査が必要となります。

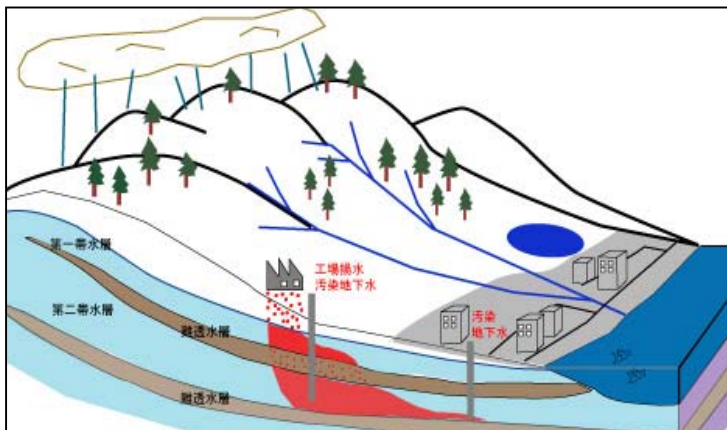
- ①水質汚濁防止法における特定施設の廃止時
 - ②3,000m²以上の土地の形質を変更する時
 - ③都道府県知事が汚染が存在すると認める時
- その他にも土地の売買時に土壌汚染の有無を把握することが求められる場合には、調査を行うことがあります。



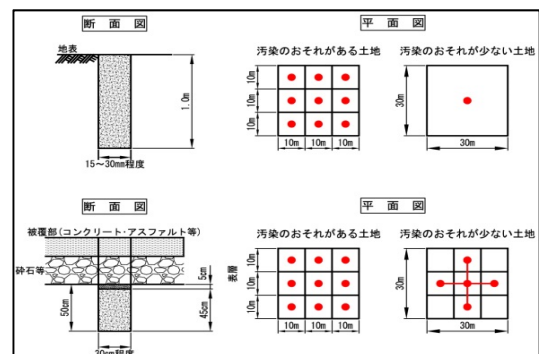
試料採取



分析作業



土壌汚染発生の概念



区画割り